

目次

I サービスの向上	
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	1
(1) 神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	
(2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等	
2 施設の維持管理	11
(1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	
(2) 事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方（開館時間外も含む）	
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	16
(1) より多くの利用を図るために実施するスポーツ振興に関する取組の実施方針、内容等	
(2) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	
(3) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	
(4) 「未病センター」認証取得及び運営に向けた対応	
(5) 神奈川県手話言語条例への対応 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、 コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針	
(6) 県西地域のスポーツ振興施設として活用するため、また未病の改善・啓発の拠点となるために行う自主事業の内容等	
(7) 利用料金の設定、減免の考え方	
4 事故防止等安全管理	40
(1) スポーツに起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容	
(2) 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針 緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方	
(3) 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	50
(1) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	
(2) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	
(3) 県西地域のスポーツ振興施設の拠点として活用するための考え方	
II 管理経費の節減等	
平成 32～36 年度の収支計画書	54
III 団体の業務遂行能力	
1 人的な能力、執行体制	61
(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	

2	コンプライアンス、社会貢献	71
	(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、 施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に 向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の 確認の有無を含む）	
	(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
	(3) 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	
	(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の 趣旨を踏まえた取組みについての考え方	
	(5) 神奈川県手話言語条例への対応 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、 コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針	
	(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）の取組	
3	事故・不祥事への対応、個人情報保護	83
	(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに 事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	
	(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の 取扱いの状況	
4	これまでの実績	86
	(1) 西湘地区体育センターと類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	
	(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無	

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

■はじめに

私たちは、経験を活かすとともに

新たな取組により高い目標に挑戦します

代表企業（株）ビーエスシー（以下BSC）は創業理念を「スポーツに関わるすべての人々に幸福を」として1981年に事業を開始しました。事業の中心は幼児、小学生を対象にしたスポーツ指導であり、スポーツ人口の底辺拡大に貢献しています。

様々なスポーツ教室、大会の主催等様々なスポーツを経験する場面の提供や競技スポーツの振興に高い評価を得ています。

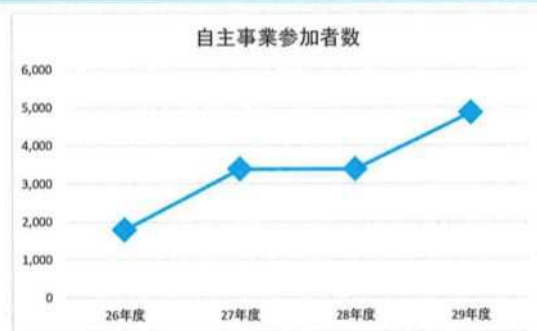
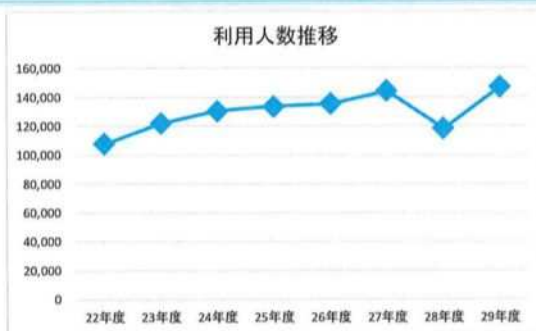
現在、年間延べ100万人以上の子供たちとその両親等に運動・スポーツの機会を提供しています。

三洋装備（株）は創業55年を迎える総合施設維持管理会社であり、県内にて多くの公共施設維持管理を行っております。予防保全、ファシリティマネジメント等最先端の管理技術を有しています。



私たちのノウハウや取組みは大きな成果をあげました

（データは代表的なものを表示しています）



私たちの目標（将来像）

◆ 施設利用人数 180,000 人の達成

◆ 県民が「いつでも」「だれでも」「いつまでも」

利用できる生涯スポーツ施設の実現

■事業計画のポイント（特徴的な取り組み）

- ☞ 自主事業収益等をテニスコート、トイレの施設改修に投資します。
*詳細は5頁参照
- ☞ 休館日を1回/月と（第四月曜日）とし年間約40日開館日を増やします。*詳細は16頁参照
- ☞ 地域や専門家と連携し、多様化する県民の運動・スポーツニーズに対応します。*詳細は6、7、31、32、50頁参照
- ☞ 地域スポーツ振興の拠点となるため、活動の場を外部へと拡大します。*詳細は7頁参照

■神奈川県スポーツ推進条例や神奈川県スポーツ推進計画の理解

県方針、行政課題や地域を理解した管理運営を進めます

- ☺ 神奈川県スポーツ推進条例の理解や「神奈川県スポーツ推進計画」と連動した管理運営を行います
- ☺ 県方針、行政課題や施策を理解し、連動した事業計画や施設運営を行います
- ☺ 社内に「県担当者責任者」を任命し、報告、指示受領等を効率的・効果的に行います

【制定の背景】・・・県ホームページより

本県では、ラグビーワールドカップ2019の決勝戦や東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等の大きなスポーツ大会が開催され、これを契機に、県民の皆様のスポーツに対する機運や関心が一層高まることが期待されています。

こうした好機を逃さず、県全体で確実にスポーツの推進を図り、超高齢社会を迎える中、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、いつまでも健康で幸福であると感じられるいのち輝く地域社会を実現していくため、「神奈川県スポーツ推進条例」を制定しました。（平成29年3月28日公布・施行）

神奈川県スポーツ推進条例

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

神奈川県スポーツ推進計画
「エンジョイスports! かながわプラン」

基本目標

誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」
スポーツに親しめる
生涯スポーツ社会の実現

【条例と推進計画：条例や推進計画を参考に作成】

■施設運営コンセプト

わたしたちは地域に密着します。

いつでも・・・多様な運動機会を提供します

どこでも・・・施設にとどまらず出かけていきます

いつまでも・・・すべての年齢層にアプローチします

【コンセプトの重要性】

施設運営コンセプトは、基本目標“誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現”を達成するために、西湘地区体育センターとしてどのように取り組むべきかをわかりやすく示し、関係者する職員の指針とするものです。

【成果目標】

項目	目標値（2023年度）	備考
利用人数	施設総利用人数：180,000人/年	イベント参加者、トレーナー派遣等による指導人数も含む（延べ 10,000人）



■“誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ施設実現“に必要なこと

- 県民、利用者の求めていることを徹底分析をする

「利用者アンケート」「利用者懇談会」等のニーズの深堀を行います。

- 県民、利用者満足にこだわる組織を作る

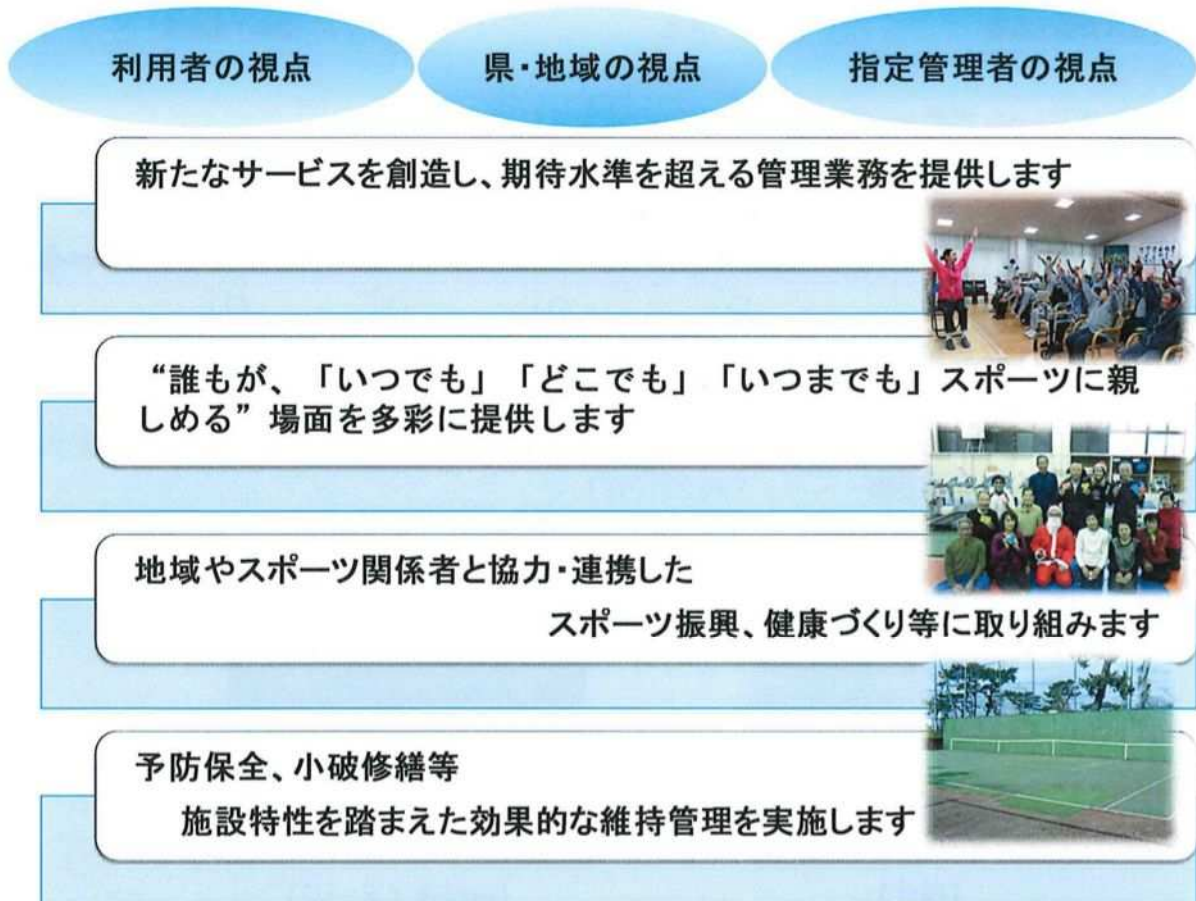
「チーム運営方式」、「外部連携・コミュニケーション担当者の任命（施設長）」「サービス向上委員会設置」等を行います。

- 県民、利用者にはサプライズ、プロの技、ホスピタリティを提供する

出かける運動教室、パラスポーツ指導、サービス介助士の配置等を計画しています。

■将来目標・運営コンセプトを達成するための方針

私たちは“誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる”等を達成するために、設置目的、施設運営への期待、運動・スポーツを取り巻く環境等を踏まえ「利用者」「県・地域」「指定管理者（民間企業）」の3つの視点から方針を設定します。



■方針を踏まえた特徴のある施策 例示（詳細は当計画書の各部分で説明）

施策例	内容	実施計画
どこでもスポーツ （出かける体育センター）	運動指導員等を地域コミュニティに派遣し運動・スポーツの普及を行う	32年度下期
期待水準を超える （投資する体育センター）	自主事業収益を活用した、テニスコートの改修や洋式トイレの設置	32年度4月
地域と連携 （協同する体育センター）	地域スポーツ団体、運動普及 NPO や企業と連携し、運動・スポーツの多様な場面を提供します。	32年度4月

* 各方針の具体策は、当事業計画書の各項目の提案内容と重複する部分があります。

方針1 新たなサービスを創造、期待水準を超える業務を提供します

【目標】

実施項目	目標	備考
新サービス施策実施	4件/年	施設改修を含む
サービス介助士資格	4名	毎年1名程度
感動体験	20%以上	アンケートによる

【実施計画】 → 準備 → 実施

	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
新サービス施策実施	→	→	→		
休館日は1日/月	→	→	→	→	→
感動体験施策	○	○	○	○	○

■新たなサービスの創造

● 施設の自主改修（投資する体育センター）

自主財源（指定管理料には含まない）により、テニスコート及び和式トイレを改修します。

◎ テニスコートの改修・・・約200万円

現在、利用者からコート傷みに関する問い合わせ等をいただく事があります。利用者の安全、快適な利用等のから自主財源（指定料には含まない）による改修を実施します。



【現状】



【改修後イメージ】

◎ 和式トイレの洋式化・・・予算約230万円

施設には11か所の和式トイレが設置（竣工当時のまま）されています。現在、和式トイレは利用者の不満となっています。段階的（予算内で）に洋式トイレに改修します。



【現状】



【改修後 イメージ】

● 休館日は1日/月とします

県仕様は毎週月曜日を休館となっています。利用機会の拡大のため、第四月曜日のみの休館とします。（詳細16頁）

■水準超える業務

- こども貧困問題取組→運動教室に「低価格又は無料参加」を可能にする。
- 安全対策→応急手当普及員3名配置、救急講習Ⅱは全員受講します。

■サービス向上委員会と継続的な改善

職員による「サービス向上委員会」を設置し継続的にサービス向上施策を検討します。



【サービス向上委員会】

■運営会議

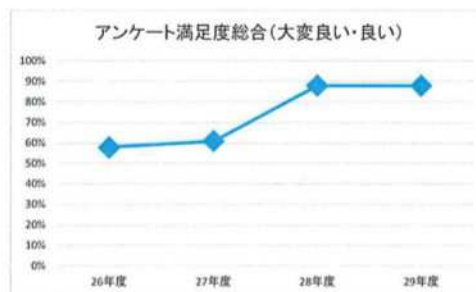
本社指定管理者担当役員、館長等が合同し、目標達成状況の共有化、課題検討等を行います。

■感動体験

施設利用者による満足度アンケートでは、「大変良い・良い」が88%と高い評価をいただいています。

私たちは「満足」を超え、「感動」を感じていただける施設運営に取り組みます。

施設利用等で感動体験をアンケートします。



【検討中の計画・・・ブラインドサッカー 体験】

専門家と連携し、障がい者スポーツへの理解、普及を計画しています

連携先：ブラインドサッカーチーム buen cambio yokohama 代表：落合 啓士

ブラインドサッカー教室・体験会・講演等

オリンピック、パラリンピックの盛り上げと終了後の普及等に協力



*2019年秋に行われるブラインドサッカー大会及びイベントに応援協力予定です。

方針2 “誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」 スポーツに親しめる“場面を多彩に提供します”

【目標】

実施項目	目標	備考
新教室開催	5教室/年	
障がい者スポーツへの取組	1件/年	障がい者配慮とも連携
出かける体育センター施策	6回/年	地域連携活動

【実施計画】 → 準備 → 実施

	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
新教室開催	→				
障がい者スポーツへの取組	○	○	○	○	○
出かける体育センター施策	→	→			

■新教室の導入

教室のアンケート等により、運動プログラムの改善や新教室を開催します。施設外も活用したランニング・ウォーキング教室、子供向け防災キャンプ等新しい視点やニーズに合わせた教室等を実施します。

☺ ランニング・ウォーキングステーション

施設付近や地域に「ランニングコース」「ウォーキングコース」を設定します。ランニング・ウォーキングステーションは、誰もがいつでも楽しくランニングやウォーキングを実施するための施設でのシャワーや着替えも可能にします。



連携：株式会社エスディーコーポレーション「Team Shintaku」新宅 雅也

ランニング・ウォーキング教室・講演等（覚書締結済みです）

■障がい者施設支援

障がい者がスポーツを楽しめる機会を提供します。NPO 小田原市障がい者福祉協議会の活動を応援しています。

障がいのある方にも「利用」の機会を増やすため「関係者との検討会」を開催し2020年には「具体的な支援 例 障がい者運動の日 例 ブラインドサッカー教室・体験・講演等」等を開催できるようにします。

■どこでも運動（出かける体育センター）

☺ 地域コミュニティや保育園等に運動指導員を派遣します。



方針3 地域やスポーツ関係者と協力・連携した スポーツ振興、健康づくり等に取り組みます

【目標】

実施項目	目標	備考
総合型地域スポーツクラブとの連携	10回/年	
運動サークル設立	4団体	

【実施計画】 → 準備 → 実施

	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
総合型地域スポーツクラブとの連携	→				
運動サークル設立	→	→			

■総合型地域スポーツクラブとの連携

総合型地域スポーツクラブとは

「だれでも どこでも いつでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、その地域に住む「皆さん」が主役となって、自ら運営管理する新しいスポーツクラブのシステムです。小田原市の総合型地域スポーツクラブ（城下町スポーツクラブ、小田原フレンドリークラブ）と講師派遣、大会等で連携し、スポーツ振興を図ります。

■県民を巻き込んだ東京オリンピック応援活動

2020年東京オリンピックを市民や利用者と応援する活動を行います。地域出身選手への寄せ書きの作成や応援絵手紙等を募集し、施設としてJOC等に送ります。



■連携や地域へ運動指導員派遣

健康づくり事業のほか、デイケア事業、福祉作業所などでの運動指導などに資格のある運動指導員を派遣します。地域との連携を深め、将来は運動サークルの育成にも力を注ぎます。

●近隣民間企業へ運動指導員派遣

健康経営が求められています。企業内の会議室でストレッチ、ヨガ等の教室を開催します。

●地域交流

➢ 地域の方が参加するAED研修

AED操作訓練を地域の方に開放し参加いただきます。

➢ 近隣住民と防災訓練

消防署を招いた防災訓練に近隣施設、住民も参加いただき地域防災に取り組みます。



■職員と一緒にボランティア

ボランティアをやりたくても「きっかけ」がない方がおられます。職員が実施するボランティア活動への参加を呼びかけ、きっかけを作ります。

方針4 予防保全、小破修繕等

施設特性を踏まえた効果的な維持管理を実施します

【目標】

実施項目	目標	備考
予防保全型点検の実施	突発故障 0	
小破修繕の実施	5件/年	
施設改修（再掲載）	テニスコート、和式トイレ	

【実施計画】 → 準備 → 実施

	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
予防保全型点検の実施	→	→	→	→	→
小破修繕の実施	→	→	→	→	→
施設改修（再掲載）	→	→	→		

■ 予防保全の必要性

故障・劣化を早期に発見し、小破修繕、メンテナンスを行うことは、維持管理コストや修繕費の削減と同時に施設の寿命を延ばすことにつながります。

■ ファシリティーマネジメント手法を採用し、利用者を基準にした「維持管理業務」及び「維持管理コストの低減」に努めます

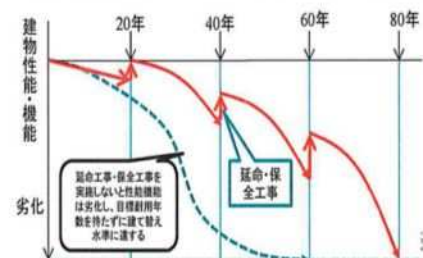
ファシリティーマネジメントとは、施設の設置目的達成のために、施設を県民の資産としてとらえ、利用者の満足と施設価値の最大化を目指す管理手法を言います。

この中で、施設維持管理の重要要素を他施設と比較するベンチマークや管理業務の標準化によりコストの削減や施設価値の向上を図ることができます。

■ 老朽化施設現状を適切に把握し、安全・安心利用確保と予防保全、安全点検を実施します

詳細な点検基準やこまめな日常点検等により、予防保全管理を導入し、施設を長期的な観点から管理し、維持管理費用の削減に努めます。さらに、初期点検後に補修計画も立案します。

また、「利用者の安全確保」の面からも、「安全チェック表」等を作成し、日常の管理も徹底します。的確に小破修繕を自社施工し、利用者の安全確保と経費削減を両立します。



	作業頻度	作業内容	体制
保守管理	作業計画表による	資格者及び点検マニュアルに実施。立会等により検収を実施	三洋設備本社 担当責任者
補修計画	4月に補修計画のため点検実施	4月の初期点検により、修計画を立案	三洋設備本社 担当責任者
清掃計画	作業計画表による	清掃マニュアルにより実施し、日報の確認	三洋設備本社 担当責任者
外構植栽管理計画	作業計画表による	樹木の剪定及び害虫駆除等の実施	三洋設備本社 担当責任者
保安警備計画	2回/日	日常は職員による巡回警備（巡回計画書作成）	職員 夜間は機械警備



【小破修繕 職員によるペンキ塗布等 イメージ】

(2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等

■一部の専門業務は外部委託

仕様書における業務の90%以上は自社で行います。維持管理に関する一部の専門業務は西湘地域の企業を中心に委託します。

【委託業務項目】

委託業務の内容	業務の委託先 【予定】	
	(事業所の名称・事業所の所在地)	
消防設備点検	相日防災(株)	小田原市
簡易水道検査	一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市
水質検査	株式会社神奈川環境研究所	藤沢市
地下タンク漏洩検査	株式会社タツノ	横浜市
ボイラー点検整備	(有) モリタボイラー技研	小田原市
電気工作物保守点検	東京電機管理技術者協会	小田原市
夜間警備	セコム(株)	小田原市
プロパンガス保守点検及び受注	(株)古川	小田原市
廃棄物処理	(株)作務	小田原市



【委託先による業務 イメージ】

2 施設の維持管理

(1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針

■施設の維持管理実施方針（清掃、保守点検、受付、警備等）

施設の維持管理では、共同事業体の強みを発揮し、“県民が「いつでも」「だれでも」「いつまでも」利用できる生涯スポーツ施設の実現”のため5つの維持管理方針を設定します。

- ファシリティーマネジメント手法を採用し、利用者を基準にした「維持管理業務」及び「維持管理コストの低減」に努めます
- 老朽化も含めて施設現状を適切に把握し、安全・安心利用確保と予防保全、安全点検を実施します
- 施設運営にチーム制を導入し、マルチジョブや協働作業を実施し効率的、効果的な施設運営を実施します
- 受付・承認等はあらゆる場面で公正・平等な対応及び接遇向上に努めます
- 利用者の安全を確保のために防犯カメラの設置、職員による巡回点検、夜間は機械警備を導入します
- 施設運営にチーム制を導入し、マルチジョブや協働作業を実施し効率的、効果的な施設運営を実施します
- 受付・承認等はあらゆる場面で公正・平等な対応及び接遇向上に努めます
- 利用者の安全を確保のため防犯カメラの設置、警備業務は職員による巡回点検、夜間は機械警備を導入します

■ファシリティーマネジメント手法を採用し、利用者を基準にした「維持管理業務」及び「維持管理コストの低減」に努めます

ファシリティーマネジメントとは、施設の設置目的達成のために、施設を県民の資産としてとらえ、利用者の満足と施設価値の最大化を目指す管理手法を言います。

この中で、施設維持管理の重要要素を他施設と比較するベンチマークや管理業務の標準化によりコストの削減や施設価値の向上を図ることができます。

維持管理方針

ファシリティーマネジメント手法を採用し、利用者を基準にした「維持管理業務」及び「維持管理コストの低減」に努めます

老朽化も含めて施設現状を適切に把握し、安全・安心利用確保と予防保全、安全点検を実施します

施設運営にチーム制を導入し、マルチジョブや協働作業を実施し効率的、効果的な施設運営を実施します

受付・承認等はあらゆる場面で公正・平等な対応及び接遇向上に努めます

利用者の安全を確保のために防犯カメラの設置、職員による巡回点検、夜間は機械警備を導入します

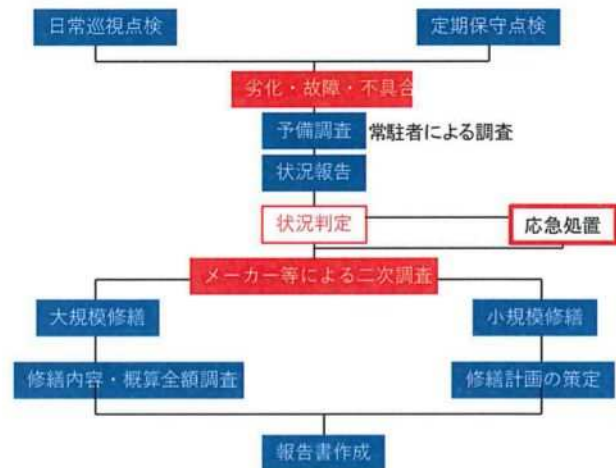
	作業頻度	作業内容	体制
保守管理	作業計画表による	資格者及び点検マニュアルに実施。立会等により検収を実施	三洋装備本社 担当責任者
補修計画	4月に補修計画のため点検実施	4月の初期点検により、修計画を立案	三洋装備本社 担当責任者
清掃計画	作業計画表による	清掃マニュアルにより実施し、日報の確認	三洋装備本社 担当責任者
外構植栽管理計画	作業計画表による	樹木の剪定及び害虫駆除等の実施	三洋装備本社 担当責任者
保安警備計画	2回/日	日常は職員による巡回警備（巡回計画書作成）	職員 夜間は機械警備

■老朽化の施設現状を適切に把握し、安全・安心利用確保と予防保全、安全点検を実施します

詳細な点検基準やこまめな日常点検等により、予防保全管理を導入し、施設を長期的な観点から管理し、維持管理費用の削減に努めます。さらに、初期点検後に補修計画も立案します。

また、「利用者の安全確保」の面からも、「安全チェック表」等を作成し、日常の管理も徹底します。

また、的確に小破修繕を自社施工し、利用者の安全確保と経費削減を両立します。



【小破修繕（レストア） 事例】

破損内容	修理と安全	社外依頼	レストア
観覧席コンクリート破損	自社修繕可能 自社修繕による安全、品質リスクなし	1週間後 5万円	即実施 作業時間：1時間 材料費：2000円



■施設運営にチーム制を導入し、マルチジョブ等を効率的、効果的な施設運営を実施します

チーム制は各々の業務担当者を「チーム」とし、コミュニケーションの実施やお互いの役割を助け合いながら実施します。また、マルチジョブは職員が複数の業務をこなす多能工化を言います。チーム制、マルチジョブ化により、効率的に業務（例 業務の空き時間に事務所床清掃を実施）が可能になります。

■受付・承認等はあらゆる場面で公正・平等な対応及び接遇向上に努めます

利用者が最初に顔を合わせ、会話を交わす、受付に従事する職員は、「施設の顔」とも言えます。そこで、重要なことは瞬時に信頼関係を築くことのできるコミュニケーション能力と身軽なフットワークだと感じています。



本施設では、受付業務に常時1名以上を配置し、利用者へのサービスが支障ないようにしています。

●高齢者や障がい者への対応

本施設の利用申請に来場する方の中には、サポートが必要な方もいらっしゃいます。受付対応する従業者が、手続きの方法について、丁寧にご説明した上で申請者に支援しています。

●IT関連機器未熟者への支援

本施設の予約には、神奈川県公共施設利用予約システムへの登録の後、同システムで抽選申

込、空き施設申込の手続きが必要になります。その際、PC操作等が不慣れな方には、端末操作手順の書かれたチラシやポスターを配布したり、掲出して使用方法を啓発しています。また、それでも機器操作が難しい方には、職員が代行して入力するなどの方法で対応します。

■利用者の安全を確保のための警備業務は職員による巡回点検と夜間は機械警備を導入します
保安・警備業務の計画（警備計画書）を見直しより利用者の安全・安心を確保します。
警備計画書の見直し項目は以下の項目を予定しています。

- ① 鍵の授受及び保管管理と記録
- ② 不審者の発見及び侵入阻止
- ③ 災害時の通報及び対応(火災・地震・盗難等)
- ④ 火気等の点検、確認
- ⑤ 急病人発生時の対応
- ⑥ 各階、各室、トイレ、通用口、非常階段等の点検確認
- ⑦ 防火扉、防火シャッター、排煙口等防火設備の点検と機能の確認

《警備マニュアル 例 不審者発見時の対応 部分》

(1) 利用者の安全確保を最優先する。

利用者の安全確保のために、そのままの場所にとどめるほうが良いのか、別の場所に避難すべきか、判断し、即応する。

(2) 早期に警察に連絡する。

不審者の身柄の拘束は警察に委ねる。

少しでも危険が想定される場合は、一刻も早く警察（消防）に連絡すること。

結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もあるが、それを心配して通報が遅れるということがないようにする（空振りであってもかまわない）。

■チェックと対応

チェック 1 不審者かどうか

不審者かどうかのポイントは、「行動の内容」、「声かけ」した際の対応で判断する。

なお、声をかける前に不審を感じるような場合は、一人で対応せず、複数の職員で対応すること。さらに、危険を感じるような場合にあつては、警察への通報を行う。

(1) 不審者侵入時の役割分担に従い、他の職員に連絡し、協力を求める。

その際、不審者に知られないようなサインや暗号を決めておく。

場合によっては、緊急時連絡システムを使用し、関係者に知らせる。

(日ごろから、いくつかの状況を想定した訓練を実施しておく。)

(2) 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

その際、相手に近寄りすぎない。(最低1mから1.5mは離れること。)

(3) 次のような場合は、不審者として、警察へ通報する。

(2) 事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方（開館時間外も含む）

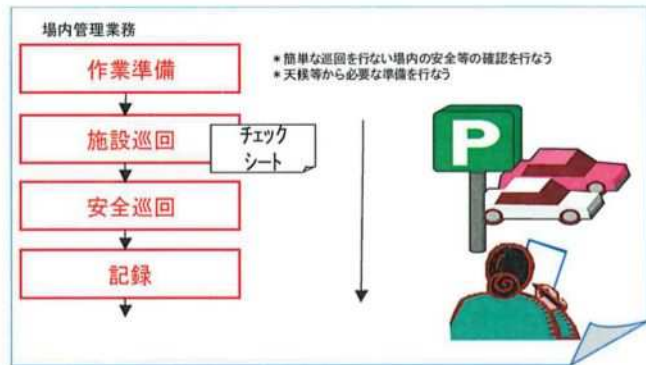
■事故・災害等に対する施設保全

●未然防止策・安全点検の重視

日常の点検・巡回の中で、潜在的な危険箇所を発見し、修正や明示により事故を未然に防ぎます

■確実な保守点検

- 設備保守点検マニュアルの作成
- 点検計画（年間、月間）の作成
- 保守点検のため様式作成
- 点検スケジュール（日常）の作成
- 計画に基づいた保守業務の実施
- 日報・月報の作成
- 各種点検記録等の管理
- 県依頼の点検報告書の作成
- 機器管理台帳、図面等の台帳作成
- 委託業務の立会 等



■事故防止に向けた点検具体策

- 施設点検、関連用具点検を毎日実施し、危険予知の観点から事前対策を実施する

点検項目 例	結果
運動場に極端な凹凸がない。	
固定施設、運動器具等に、締具のゆるみや腐食による破損がない。	
移動式運動器具は、固定されており、倒れる危険性がない。	
用具の置き場所が決められ、整理整頓がされており、長期的に使用しない用具が放置されていない。	
床面や内壁に浮き、ささくれ、釘等が出ていない。床面が滑り易くなっていない。	
器具・用具等に、締具のゆるみや腐食による破損がない。	
採光、照明、換気等、良好な環境が維持できている。	

■使用前のセルフチェックの浸透を図る

- 予防保全とは故障や破損の情報等を通常の点検から事前に察知し、故障、修繕の削減や修繕費の低減を目指すものです。かすかな異音、少量の油漏れ、わずかな亀裂等様々な現象を注意深く観察し、故障、破損の可能性を専門と相談し、事前に対策を打ちます。

- 写真は他施設事例
- 小さな破損発見（左写真）
- 破損拡大前に修理（右）



■床フローリングのメンテナンスの徹底

素足の場合もあり、床フローリング点検や傷等のメンテナンスを実施します。安全管理と効果的なメンテナンスのため「フロアカルテ」を作成し、フローアの状況が客観的に把握できます。



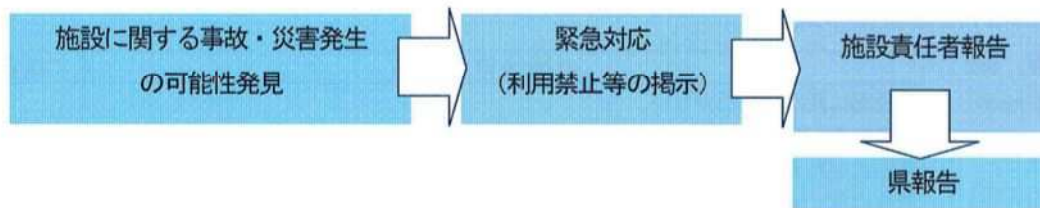
■災害時対応

予想される災害（台風、大雨等）発生可能性がある場合は事前対応し、被害が最小になる対応を行います。時間外においても、保守担当が現地に急行し、実施します。また、同様に事後点検も実施します。

【台風などの主な臨時点検実施】

項目	時期	内容
ルーフドレイン	事前	破損、異常、枯葉、ごみ除去
	事後	雨漏、破損、飛来物、ごみ除去等
排水升	事前	汚泥、ごみ等の除去
	事後	汚泥、ごみ等の除去
建物外周部	事前	止水対策、所在の状況や看板等点検
	事後	雨漏、破損、倒木、飛来物等の確認
外壁・ガラス	事前	止水対策、異常等点検
	事後	雨漏、破損等の確認
排水ポンプ	事前	動作確認
	事後	動作確認
屋上外部設備機器	事前	破損、異常、枯葉、ごみ除去
	事後	雨漏、破損、飛来物、ごみ除去等
駐車場	事前	破損、異常の確認
	事後	破損、倒木、飛来物等の確認

■施設維持管理における事故・災害時の報告体制



3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) より多くの利用を図るために実施するスポーツ振興に関する取組の実施方針、内容等

■スポーツ振興に関する取組の実施方針

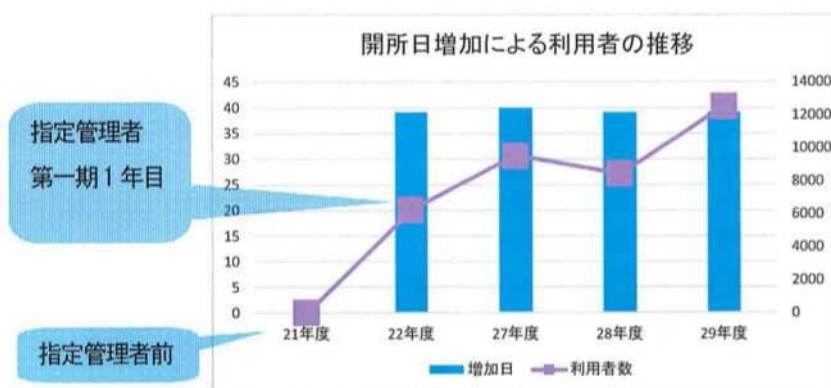
- 休館日の削減（利用機会の拡大）
- 多様な運動場面の提供、各世代への運動・スポーツ機会の提供
- 地域連携によるスポーツ文化の定着
- 運動・スポーツを継続する仕掛けの実施

■休館日の削減（利用機会の拡大）

仕様書	提案事項
(ア) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。） (イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。） (ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで	毎月第四月曜日 第四月曜日が休日の場合は翌日

仕様書の毎週月曜日休館から、月に一度（（第四月、年末年始を除く））の休館日を継続して実施します（22年度～31年度実施）。

休館日の削減は、利用者ニーズや働き方の多様化に対応することで、利用促進が図られ、利用者及び神奈川県からも評価をいただいています。

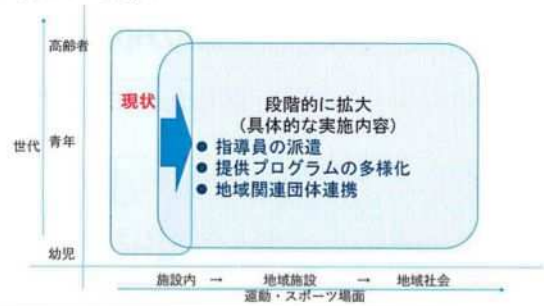


	21年度	22年度	27年度	28年度	29年度
増加日	0	39	40	39	39
利用者数	0	6,256	9,545	8,447	12,547
備考	指定管理前	第一期1年目	第二期1年目	体育館半年工事	

■多様な運動場面の提供、各世代への運動・スポーツ機会の提供

運動スポーツの場面は、自主事業を通じて提供しています。

今後は、さらなる提供プログラムの多様化や指導員の地域施設への派遣、地域内運動クラブとの連携等によりスポーツ振興を図ります（右図参考）。



新教室 (例)	内容
ノルディックウォーキング	2本のポール（ストック）を使って年齢性別問わず気軽に楽しめるエクササイズ。効率が非常に良く全身の約90%の筋肉を使用する有酸素運動です！ 毎週金曜日 時間13:00~14:30 受講料 6000円 (10回)



●カルチャー事業の拡大

会議室以外の屋内外施設は、スポーツ・レクリエーション活動施設となっています。会議室は会議や集会だけでなく、軽スポーツや文化活動などの多目的利用が可能な施設とします。

文化活動やカルチャー事業の展開により、多くの県民に利用方法を確立します。

●コミュニティスペースとしての利用

スポーツ施設であることから、来場者のほとんどが施設利用者であることは当然のことですが、日頃、施設を利用しない方にも足を運んでいただくような取り組みも重要です。

私たちは、スポーツ活動を推進するだけでなく、前述のように、社会的な背景を勘案し、文化活動の推進やさまざまなサービス提供により、人が集うための仕組みを構築したいと考えます。

また、基本協定書第14条の2「大規模な災害等が発生した場合の対応」に基づく協定において、県や小田原市の要請に協力するため、帰宅困難者の受け入れ等の災害対応の役割を担います。

このような災害時にも円滑な対応ができるよう、日頃から、本施設に近隣住民等を誘導し、コミュニケーション活動を推進したいと考えます。

そのために、地域や企業、学校等と連携を図りながら、本施設のあらゆる施設を活用し、コミュニティ構築のための事業を展開していきます。



他自治体では体育館に付属する会議室を「学習スペース」として提供や「自由懇談スペース」としてフリー利用を許可しているところもあります。

■運動・スポーツを継続する仕掛けの実施

多くのスポーツ団体に所属する方々は、定期的な練習が継続した運動機会となり、生涯スポーツと考えています。大会も世代別等を配慮したのもも実施され参加の機会をもっています。

自主事業（運動プログラム）等の参加者に継続した練習機会や大会を提供することが生涯スポーツへとつながります。個人目標の設定（個人運動カルテで目標や現状レベル記載）の作成、運動サークルの設立、大会の企画・開催、上級者教室の開催を実施することで、利用者が運動・スポーツを継続する仕掛けを実施します。

●トレーニングルーム利用者は目的志向

- ☞ 健康増資や継続利用に向けたアドバイス
- ☞ 目的別トレーニングメニューを数種類準備しラックに設置します。（メタボ対策など）
- ☞ 個別でトレーニングカルテの作成・・・多くの利用者様が活用し運動の継続につながる目標、既往歴、服薬の有無、血圧、体重、体脂肪、トレーニングメニューを記入する。メニューはトレーナーが作成。
- ☞ 目標達成までのサポート。1か月に1回体組成計で体重、体脂肪、筋肉量、内臓脂肪レベル等を効果測定。今後の課題や次の目標をトレーナーと相談。
- ☞ 3ヶ月～6ヶ月以上の継続者には ～今までの成果表～ をお渡し利用者様より大変喜ばれている。記入内容は、月ごとの体重、体脂肪、脂肪量、筋肉量、基礎代謝量のスタート時からの変化とスタッフからコメント付き。

トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力
トレーニング名	種別	性別	年齢	体脂肪	筋肉	脂肪	筋力

～今までの成果～

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
体重	57.8	58.2	59.0	59.2	59.3	59.4						
体脂肪率	12.9	12.3	12.9	12.9	12.1	12.5						
脂肪量	7.4	7.2	7.6	7.6	7.2	7.4						
筋肉量	49.2	49.7	49.2	49.3	49.9	49.9						
基礎代謝量	1280	1274	1276	1279	1282	1282						
体脂肪	4.8	4.9	5.1	5.2	5.2	5.2						
体脂肪率	8.3	8.4	8.7	8.7	8.7	8.7						

9ヶ月間、空気にさらす!!
 2週間も休まずで頑張る!!
 いよいよ!!

～コメント～
 トレーニングメニュー
 トレーニングメニュー
 トレーニングメニュー
 トレーニングメニュー

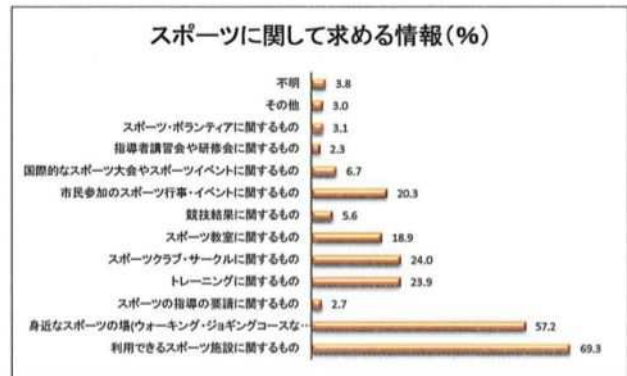
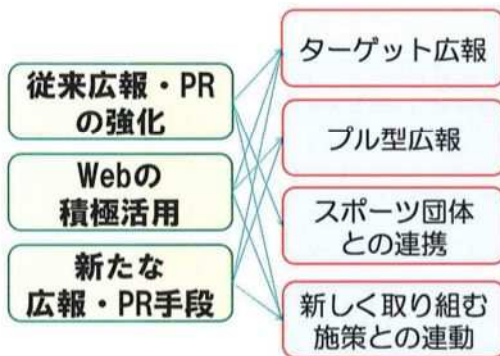
(2) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

多面的な広報・PRを継続的に実施します

- ☺ ターゲットを明確にした戦略的な広報・PR活動を実施します
- ☺ SNS等新たな媒体を積極的に活用します
- ☺ 障がいのある方、外国人等を配慮した情報発信を行います
- ☺ 見込利用者等を訪問する出かける広報・PRを実施します

運動・スポーツの普及、振興や利用増のために対象を明確にした戦略的な広報・PR活動を実施します。スポーツに関して求める情報（福岡市実態調査 参考）によれば、「利用できる施設に関するもの」が最も高く、収集しやすく有用な情報を求めていることがわかります。

- ☞ ターゲット広報・・・対象者を明確した広報 例 登録者に対するメールマガジン
- ☞ プル型広報・・・個別に積極的にアプローチ 例 施設や企業訪問による広報
- ☞ 連携広報・・・スポーツ団体、自治体等連携した広報 例 HPのリンク
- ☞ 施策と連動した広報・・・教室、イベント情報のタイムリーな発信 例 大会ツイッター



【政令指定都市調査事例 参考 福岡市民スポーツ実態調査】

【年代別効果的広報】

	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代以上
ホームページ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
SNS	◎	◎	○	△	△	△
広報誌	×	×	△	△	◎	◎
施設だより	×	×	△	△	◎	◎
リーフレット	△	△	○	○	○	○
施設掲示板	×	○	○	○	○	○
新聞等	×	△	○	○	◎	◎
回覧板	×	×	○	○	◎	◎
口コミ	○	◎	◎	◎	◎	◎

【主な広報・PR手段】

	内容	備考	ターゲット
ホームページ	施設概要、利用案内、申込手順 周辺情報、アクセス 利用例の紹介、教室等の紹介、案内	ホームページ更新 携帯向けサイトも検討	利用探索者（全施設対象であり、県民全体）
SNS	運動教室 施設話題 利用状況		
新聞チラシ	教室募集時は新聞チラシ 教室やアクセス方法	保存版も実施	近隣市町村
マスメディア	大会開催、社会貢献イベント	授産施設連携等	近隣市町村
パンフレット	施設概要、利用案内、アクセス	パンフレット見直	一般利用者、団体（配布による）
運動・スポーツ見学会	スポーツセンターの見学会を開催		幼児・児童
体験会	運動・スポーツ体験ができる案内	内施設	未経験者
施設だより	各施設の利用例 各種教室実施状況（自主事業含む）スタッフ紹介	定期的な発行	近隣市町村
自治体広報紙	イベント、自主事業の告知	県への依頼	近隣市町村
訪問営業	近隣施設への活動案内	訪問	学校、幼稚園、団体
	公共施設との連携	イベント、自主事業の告知と集客	パンフ等の設置

■充実したホームページの運用

ホームページは年齢、性別などかかわらず多くの方への広報手段です。施設コラム・スタッフブログを更新し、施設の紹介だけでなく、様々な情報を提供します。

また、公共施設のホームページは、ウェブアクセシビリティを確保（日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠）の取り組みが推奨されており、高齢者・障害者等を配慮した設計を行います

● 障がい者や外国人対応の実施

- 多言語対応・・・英語、中国語、韓国語で対応します。
- 機能充実・・・読みあげ機能、文字拡大



● タイムリーな情報

- 駐車場混雑度合い・・・曜日毎の混雑見込や現在の状態を発信
- 本日の施設利用状況・・・施設毎の予約や使用の状況
- 参加可能教室・・・空きがある教室や開催予定

● 子ども向けサイト

● SNSの活用

Facebook、ツイッター等リアルタイムで情報発信します。



■多様な媒体活用

- テレビ・ラジオの活用
イベント等は各局にリリースします。
- 新聞折り込みチラシ
フリーペーパーの活用



■デジタルサイネージの利用

- 施設ホームページとリンクしたデジタルサイネージを導入します。
- リアルタイムで施設の情報を利用者や訪問者にお届けします。



■利用団体・協議の情報発信

ホームページでは利用団体、大会の情報発信に協力します。

■コミュニティ機能を発揮

- 一緒に練習したい団体の募集团員募集、サークルメンバー募集
- 看板・ポスターの利用
地域コミュニティとの連携した広報

■イベントカレンダー

指定管理者が主催するイベントや教室年間計画をPRし、計画的な参加（予定が立てられる、長期なPR可能）を可能にします。イベントカレンダーは保存され、長期にわたる効果があります。

イベントカレンダー			
4月 リニューアルイベント第1回&第2回	5月 ・子供の日イベント	6月	7月 ・夏祭イベント
8月	9月 ・敬老の日イベント	10月 ・体育の日イベント	11月 ・夏夜水泳体験
12月 ・クリスマスイベント	1月 ・新春イベント	2月	3月
その他：記録会、関連映画試写会 など			

■32年度期初の広報計画

年度毎の事業計画では詳細な計画を立て実施します。

月別年間広報計画(抜粋)					
	4月	5月	6月	7月	8月
広報誌					
県だより	イベント・教室案内				
キャンパス小田原	イベント・教室案内				
西湘便り	施設・健康情報、イベント案内				
町内回覧板	施設・イベント・教室案内				
チラシ・パンフ					
施設案内	利用案内・カレンダー・マップ・その他				
スポーツ教室	開催案内			開催案内	
カルチャー教室	開催案内			開催案内	
掲示板					
県・市・地域のお知らせ	案内・募集・ポスター等				
施設予約情報	予約施設の利用状況				
インターネット					
ホームページ	施設概要・利用案内・教室案内・イベント情報等				

(3) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

様々な手段でニーズを把握し、全職員で検討や対応を行います

- ☞ アンケートから「気づきメモ」まで多様な手段で利用者ニーズを把握します
- ☞ 「サービス向上委員会」を隔月開催しニーズ対応等を実施します
- ☞ ニーズ対応は公開と業務マニュアルに反映し定着を図ります

■多様な手段で利用者ニーズ把握

- 利用者アンケート
- 意見箱の設置
- 利用者懇談会の開催
利用団体、施設関係者等に参加いただき、直接ニーズ等をお聞きします。

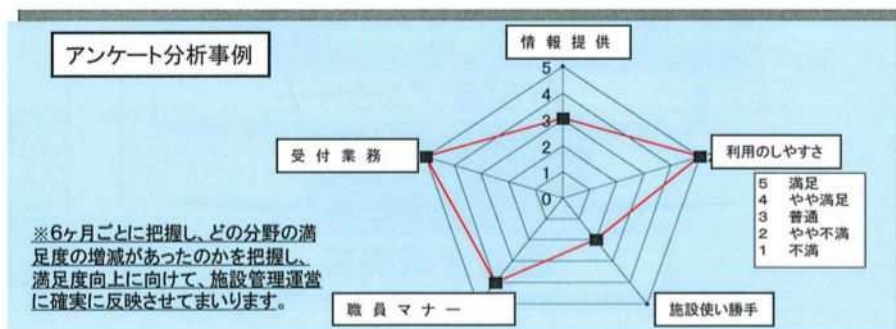
- ホームムページでの受け

- 職員が自ら発見する「日常の気づきメモ」

職員が利用の不便や言葉にしない苦情に気づくことが多くあります。それらを「気づきメモ」として収集します。

■サービス向上委員会

- 施設の全職員が参加する「サービス向上委員会」を設置し、顧客ニーズの把握やサービスの質の向上を目指します。
- 今後はコンセプトの達成のためにさらに内容を充実し「地域密着検討会」とし継続的にサービス向上施策を検討します。



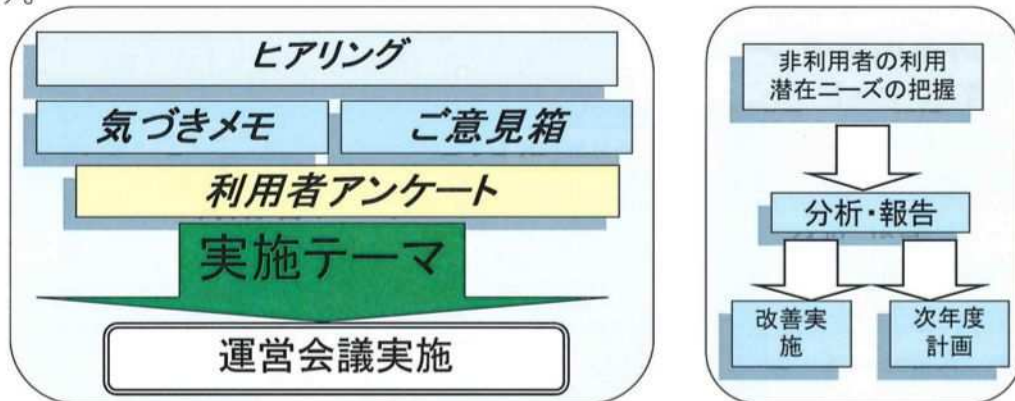
【委員会とアイデア イメージ】

■ニーズ対応と業務マニュアル反映

- 寄せられた要望には、個別に対応策を実施します。
- 必要に応じて業務マニュアルに反映し業務の定着と対応のバラツキを防止します。
- ニーズ把握と業務反映の状況は館長を中心に行う「自主モニタリング」及び本社担当役員等により監査を実施します。

■非利用者のニーズ把握

利用メリットがあるにもかかわらず利用しない方々がおられます。潜在顧客の訪問等でニーズをヒアリングします。



迅速な苦情・要望対応と再発防止までの手順を確立します

- ☞ 苦情対応は「お話を良くお聴きする」及び「迅速対応」が「かなめ」です
- ☞ 内容確認から対処、再発防止までマニュアル化し、訓練等により確実に対応します
- ☞ 苦情等に対応した結果は本人、県に報告すると共に可能な範囲で公表します

■未然防止

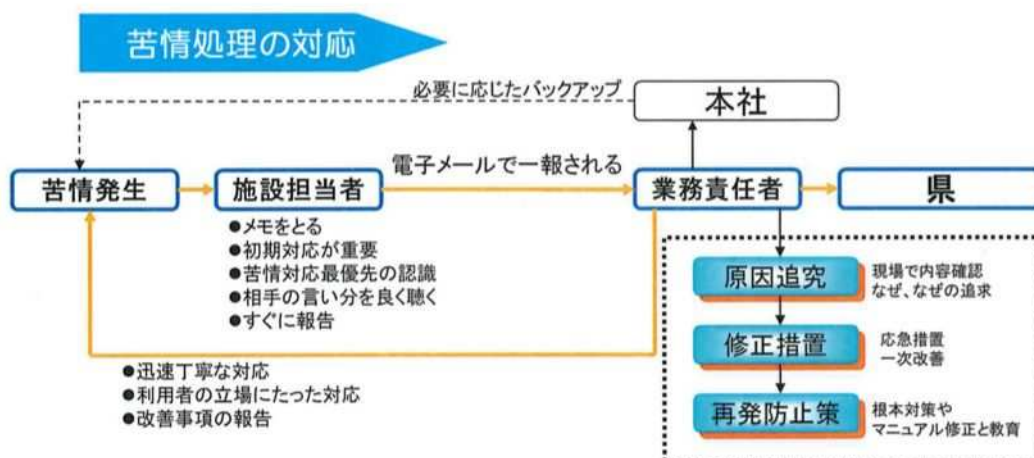
職員による過去の発生事例・対応の共有化を行います。



■対応手順

●クレームや苦情の対応

クレームや苦情は全従事者が受け付けられるようにします。また、職員に言いづらいクレームや苦情に配慮するとともに、施設への要望も同時に受け付ける「意見箱」を設置します。



- クレームや苦情への即時対応

クレームや苦情が寄せられた際には、業務マニュアルに沿って迅速かつ丁寧に対応します。

- 組織内の情報共有

朝礼や回覧などを用いて各従業者間の情報共有を図り、再発防止に努めます。

- 業務改善と再発防止策

対応クレームや苦情は、できる限り素早く解決し、再発防止策を講じます。経過や対応結果は記録し、館長が確認します。

■情報対応表への記入

要望・苦情管理台帳

発生日時	ランク	発生場所	内容	要因	区分	対応・対策	対応時間	結果・実績	完了度合

非常・緊急・要望

A 不可効力難易度大 B 防止・抑制予知あり C 人為的なミスによる D その他

■クレームや苦情の対応結果は当事者に解答し、可能な範囲で掲示板等に公表

クレームや苦情の対応結果については利用者にお知らせし、可能な範囲で掲示板等に公表するなど対応を明確にします。

お客さまの声

トイレが匂います



排水溝を清掃し消臭剤を設置しました

■クレーム・要望対応は迅速、丁寧

小さなクレームであっても、お客様の目は常に施設へ向けられていることを忘れません。クレームは施設に良くなってもらおうとするお客様の気持ちであることを理解し、クレームを処理することから、自身を反省し、お客様とのよりよい関係づくりのチャンスとしてとらえます。

■要望・クレーム対応で大切なこと！！

- ◎ 良くお話をお聴きし放置しないこと、時間をかけないこと
- ◎ 担当者レベルで判断しないこと(責任の所在を明らかにすること)
- ◎ 理由は何であれ、お客様は立腹しているのであり、まずは謝ること
- ◎ 相手の気持ちを十分汲み、理解すること
- ◎ 担当者が出向くこと、誠意を見せること



■苦情等に関する研修の実施と記録

- 苦情に対しては「業務マニュアル」を作成し職員全員が均一な対応が可能にします。
- 苦情等を申し出いただく利用者様には不快感を与えないよう対応訓練をOJTで実施します。

(4) 「未病センター」認証取得及び運営に向けた対応

ア 「未病センター」における事業内容、指定管理者が整備する機器、人員配置等について具体的に記載してください。

■未病センター申請の概要（神奈川県指定の申請書に準じて記載）

(第3項第2号関係)

号	項目	内容
ア	設置形態、運営方法及び人員配置	設置形態：西湘地域体育センター 運営方法：月、水、金（10：00～17：00） 人員配置：施設職員が兼務（館長、管理運営スタッフ2名）
イ	利用者が自身の健康状態を把握する方法	デジタル血圧計、デジタル体組成計、デジタル伸長計、デジタル握力計、体組成計インナー स्क্যানデュアル（以上は県貸付）その他必要な器機については管理者が用意
ウ	継続的に記録する方法	個人記録用紙を設計し、台帳化
エ	健康に関する相談又は助言の方法	ウエイトトレーニング等の運動指導やプログラム提供 運動に関するセミナーの開催
オ	健康づくりに関する情報提供の方法	運動教室、イベント等の提供 運動に関するセミナーの開催
カ	利用料金その他の利用条件	センター利用者及び相談等は無料 運動教室は「参加費用」
キ	個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●健康状態を把握するための測定や相談時における個人情報の保護、個人情報収集についての本人からの同意書の取得 ●個人情報の取扱いに関する内部規程作成 ●PC安全管理者の設置、従業員に向けた研修の実施、 ●コンピュータはパスワード管理の実施 ●帳票の保管方法は鍵のかかる書庫に保管
ク	緊急時の連絡体制	緊急事態連絡網による連絡（別紙）

(第4項関係)

号	項目	内容
(1)	健康づくりについての改善プログラムの実践又は情報提供の方法（実施する場合のみ）	運動教室等の参加、運動慣習化のテキスト提供
(2)	コミュニケーションや情報交換等の機会の提供方法（実施する場合のみ）	セミナーの開催 メールマガジン ホームページによる健康情報の提供

【未病センター実施予定運動教室】

県立西湘地区体育センター



シニア健康づくりタイム



無理なく 楽しく 自分のペースで
健康なからだをつくろう

健康なからだは
正しい姿勢から！

ウォーキング・筋トレーニング・ストレッチングの3種目を
中心に行い、基礎体力の維持、向上を目的としています。
自分のからだの状態を知る良い機会でもあります。

さあ、健康なからだづくりをスタートしましょう！

主な内容

- ・ 血圧測定（運動の前後に測定）
- ・ ウォーキング
正しい姿勢とは？ 歩く効果とは？
- ・ 筋力トレーニング
自己の体重を上手に使おう！
- ・ ストレッチング
疲労と痛みをやわらげよう！

実施日：4/18・5/23・6/20・7/18・9/19・10/17
11/21・12/19・1/16・2/20・3/20

時間：14：00～15：30

場所：西湘地区体育センター体育館

対象：60歳以上の男女（補助者を必要とされない方）

費用：1回 100円（傷害保険料代）

定員：各回30名（定員になり次第×切ます）

準備：運動の出来る服装・室内用運動靴
タオル・飲み物



企画・運営

西湘地区体育センター
指導
株式会社BSC

参加申込み方法

電話でお申込み下さい。

お申込み後、参加日(当日可)までに「参加申込書」と「健康チェック
票」を一緒に、当体育センター事務室へご提出ください。
尚、参加費は当日徴収いたします。

お問合せ・お申込み先

西湘地区体育センター「シニア健康づくりタイム」宛
申込み先 TEL 0465-48-2650 FAX 0465-47-1967
〒256-0817 小田原市西酒匂 1-1-26 西湘地区体育センター

.....き.....り.....と.....り.....せ.....ん.....

H30年度

シニア 健康づくりタイム

参加申込書

希望日を全て○で囲んでください

【 4/18・5/23・6/20・7/18・9/19・10/17・11/21・12/19・1/16・2/20・3/20 】

参加者名	男・女	年齢	生年月日	年	月	日
		才	電話番号	()	
住所	〒					
証明証	私は健康上異常のないことを認め「シニア健康づくりタイム」に参加します。㊞					

イ 「未病センター」の認証取得等運営開始までのスケジュールを記載してください。

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
準備	○					
申請		○				
開設・運用		→				
見直し				○		
運用				→		

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

ア 神奈川県手話言語条例を踏まえ、施設運営において具体的にどのような取組みを行うのか記載してください。

■神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の趣旨、内容を理解し、公共施設の運営管理者として以下を実施します。

実施項目	内容	時期
職員の手話研修の実施	受付職員を中心に手話の研修を実施します	2019年度開始 2回/年
必要な場合手話可能者の配置	ろう者参加の教室、運動利用では手話可能者（将来は職員も目指す）	2019年度開始下期
手話対応の啓発ポスター作成	施設が対応を実施していることを示しろう者の施設利用を促進する	2019年度開始下期

神奈川県手話言語条例（抜粋）

4) 県民、事業者の役割

- ア 県民は、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- イ 手話を使用する者は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力し、手話の普及に努めるものとする。
- ウ 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(5) 手話推進計画

- ア 県は、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話推進計画を策定し、実施しなければならない。
- イ 県は、手話推進計画の策定又は変更するときは、県民の意見を聴き、反映するように、必要な措置を講ずるものとする。

施設対応施策

- ◆ 職員の手話研修の実施
- ◆ 必要な場合手話可能者の配置
- ◆ 手話対応の啓発ポスター作成



イ 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針について具体的な取組みを記載してください。

外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するために、多様なコミュニケーションを実施します。

■ユニバーサルサービス

利用される方に公平でよいサービスを行うためにユニバーサルサービスに取り組みます。

	内容	対象
あいさつ	職員による元気でさわやかな挨拶と暖かい笑顔でお迎えと見送りを実施します	全ての来館者
受付	筆談ボード、拡大鏡等の準備「耳マーク」の掲示	障がい者 高齢者
案内・誘導	不安を感じさせないよう、案内誘導や車いすの介助を行います	障がい者 高齢者
その他	幼稚園児や小学生低学年の対応は目線を低くし、ゆっくりとわかりやすい会話の実施	子ども対応

■ 具体的な対応

- 耳マーク掲示、筆談ボード、車椅子の設置などをハンディキャップのある方にも対応できるようにします。
- 案内サイン、利用ルール、注意書き等を多言語表記とします。



耳マーク

対象	コミュニケーション具体策	備考
外国人	HPの多言語化	
	対応マニュアルの作成	
	通訳機（ポケットーク等）の利用	
障がい者	HPの読み上げ機能、文字拡大、画面の色対応	
	職員のサービス介助士の資格取得	
	障がい別対応の検討	
高齢者	職員のサービス介助士の資格取得	
	拡大鏡の設置	
	文字の大きなパンフレット	

【ホームページ ヘッダー部分】（再掲載）

ホームページでは「多言語対応」「読み上げ機能」「文字拡大」等を実施します。



(6) 県西地域のスポーツ振興施設として活用するため、また未病の改善・啓発の拠点となるために行う自主事業の内容等

■管理運営コンセプト（再掲載）

私たちは地域に密着します。

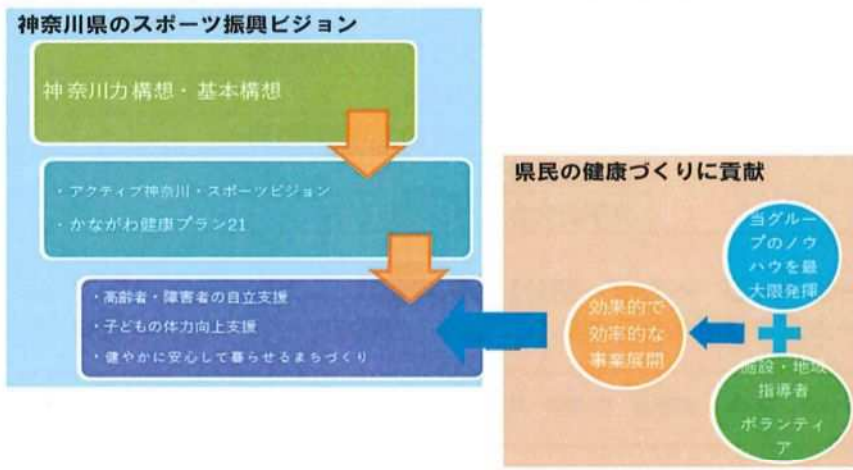
いつでも・・・多様な運動機会を提供します

どこでも・・・施設にとどまらず出かけていきます

いつまでも・・・すべての年齢層にアプローチします

■自主事業においても、目標やコンセプト達成のために様々なプログラムを提供

教室やプログラムの提供だけでなく、コミュニティ活動の場、個性豊かな地域文化の創造のために、「生涯学習」及び「生涯スポーツ」の推進を目指し、「一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり」の実現を図ります。



■施設や地域指導者、ボランティアと協力し、効果的で効率的な事業展開

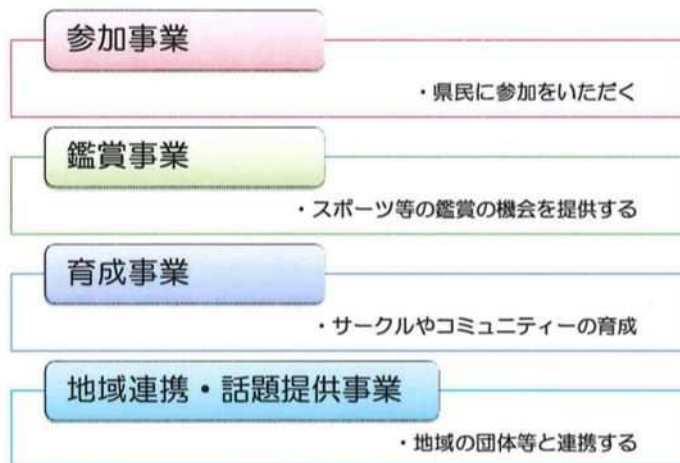
これらを実現するためには、今まで我々が多くのスポーツ指導・運営で蓄積してきた、多岐に渡るプログラム提供のノウハウを最大限発揮するとともに、施設や地域指導者、ボランティアの方等と協力し、効果的で効率的な事業展開を図ります。

■自主事業の多様化

生活の多様化、少子高齢化の進行等社会の変化を取り込んだ自主事業の実施を展開します。

【自主事業での連携先】

- 小田原バドミントン協会
- 総合型地域スポーツクラブ城下町スポーツクラブ
- 総合型地域スポーツクラブ小田原フレンドリークラブ
- 株式会社エスディーコーポレーション「Team Shintaku」新宅 雅也
ランニング・ウォーキング教室・講演等



○ブラインドサッカーチーム buen cambio yokohama 代表：落合 啓士

ブラインドサッカー教室・体験会・講演等
オリンピック、パラリンピックの盛り上げと終了
後の普及等に協力

○株式会社タフジャパン（代表：鎌田）

帰宅難民訓練や宿泊を伴う防災キャンプ
楽しく防災に役立つイベントも実施してます。
泊を伴う防災キャンプなど

○日本体育大学 体育学部 健康学科 教授 野井 真吾（連携先候補）

子どもの発育関係・講演等

*現在、覚書締結をお願いしています。



■今後の提供プログラム（案） *継続実施を含む

☺ 子育て支援親子スポーツ教室

幼児期の運動の必要性を理解していただくとともに、子どもと一緒に身体を動かすことで親子のコミュニケーションを深めます。

また、子育てに関する情報交換や相談ができるような仲間づくり、新たなコミュニケーションを育み、促すようなプログラムを提供します。



☺ 小学生スポーツ教室

子どもの体力向上、スポーツに親しむ姿勢や意識を育むことを目的とし、身体活動（各種スポーツ）や、仲間との触れ合いの楽しさを体感できるプログラムを展開します。

幼児期からスポーツをライフワークの一つとして捉えられることが、心身の発達に寄与することを目指して実施します。運動の得意不得意にかかわらず、多くの子ども達に身体を動かすことの楽しさを伝えます。マット・跳び箱・鉄棒など運動全般を行う体育コースと専門的な新体操コースで子ども達に「できた」時の喜びを与えます。

技術のみならず、心の成長もサポートします。



☺ 運動あそび教室

運動神経の善し悪しは、3歳までの運動経験（あそび）で決まると言われています。

幼稚園に入る前、また小学校に入る前の子ども達を中心に、運動の基本となる動きを楽しく行えるプログラムを提供します。初めは簡単な運動から行い、徐々に難度を上げていくことによって運動に対する意欲を向上させていきます。

☺ 高齢者運動教室

健康について自ら考え、運動に慣れ親しむことを目的として、60歳以上の方を対象に開催します。



また、年齢にあった運動やその必要性を伝え、身体を動かすだけでなく、仲間づくりや新たなコミュニケーションを育み、楽しさを促すようなプログラムを提供します。

☺ テニス教室

テニスコートの利用促進と有効利用として、昔から根強い人気のテニス教室を開催します。健康・スポーツに関する有資格者により、レベルにあった指導、専門的指導を提供します。小・中学生コースと一般女性コースを開催します。



☺ スポーツ関連座学（教室）

運動・スポーツ等に関連する座学を開催します。

指導方法の教室やテーピング技術等運動等に係る知識、技術を体系的に開催します。



☺ スポーツ大会の開催

当施設で実施する自主事業や利用団体や個人を対象にした「スポーツ大会」を開催します。

☺ 文化的事業の実施

施設利用促進や、地域コミュニティの構築等を目的として、会議室の幅広い活用を提案します。

絵画や写真、フラワーアレンジメント等のカルチャー事業を開催し、新たなコミュニティの創造による利用促進を図ります。さらに、認知症予防のための学習プログラム等を開催することで、スポーツによる身体の健康と、こころや脳の健康にも寄与するものです。



☺ 展覧会やパネル展示

文化的な事業の参加者による「展覧会」等を実施します。

☺ 防災及び安全教育に関する事業の実施

東日本大震災以降、国民の防災や安全に対する意識は、さらに高まっています。そこで、この意識高揚を維持し、万事に備えるため、防災や安全教育についての講演や講習会を実施するほか、宿泊等を伴う、帰宅困難時や有事の際の防災訓練を事業として実施し、日頃からの安全意識の醸成に努めます。

日本の美しい文字に親しもう！

書道教室

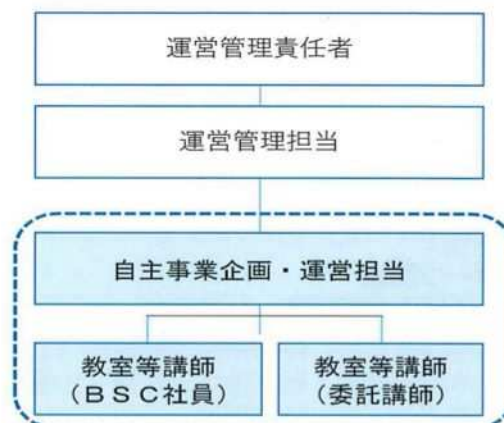


*スポーツ局スポーツ課と相談の上、実施します。

■自主事業実施体制

自主事業の実施体制は、指定管理者責任者である「運営管理責任者」「運営管理担当」のもとに「自主事業企画・運営担当」を設置し、企画から運営まで行います。

教室等の講師は BSC 社員や外部委託講師が担います。講師等の選定基準は「資格」「経験」及び「面接による評価」となります。



■運動教室等の料金体系

		自主事業内容							
		教室名	対象	定員	曜日	時間	回数	参加費	指導員
体育館		子育て支援親子運動遊び	2・3 歳児	30	月	1	30	1 期:4000 円	2 名
		幼児運動遊び	4・5 歳児	20	月	1	30	1 期:5000 円	1 名
		スポーツ教室	幼児・小学生	30	水	1	30	1 期:5000 円	2 名
		体育教室	小学生	30	月	1	30	1 期:5000 円	2 名
		キッズダンス	小学生	20	火	1	30	1 期:5000 円	1 名
		エクササイズダンス	一般	15	火	1	30	1 期:4000 円	1 名
		高齢者運動教室	60 歳以上	30	水	2	30	1 期:1500 円	2 名
		フットサル教室	幼児・小学生	20	木	1	30	1 期:5000 円	1 名
テニス		小学生テニス教室	小学生	15	木	2	30	1 期:5000 円	1 名
		初心・中級者テニス	一般	15	木	2	30	1 期:5000 円	1 名
会議室		書道教室	小・中学生	10	火	2	32	1 期:3200 円	1 名
		書道教室	一般	10	火	2	32	1 期:3200 円	1 名
		華道教室	一般	15	水	2	32	1 期:4000 円	1 名
		太極拳教室	一般	15	月	1	30	1 期:3200 円	1 名
		ヨガ教室	一般	15	火	1	30	1 期:3200 円	1 名
		空手教室	幼児～一般	15	土	1	30	1 期:4000 円	2 名
その他		キッズフェスタ	幼児・小学生	無	日	4	1	無料	10 名
		スポーツフェスタ	一般	無	日	3	2	無料	10 名
		運動まつり	幼児～一般	無	土	4	1	無料	10 名
		ブラインドサッカーフェスタ	幼児～一般	無	土	3	3	無料	10 名
		*スポーツ事業の回数は、10回コースを3期とし、合計30回実施します。							
		*文化事業は、8回コースを4期とし、合計32回実施します。							
		*文化事業の教材費は別途です。							

■BSCにおける資格者（参考データ）

教育関連

- ・中学校・高等学校保健体育教諭（一種・二種）
- ・小学校教諭（一種・二種）
- ・養護学校教諭
- ・幼稚園教諭（一種・二種）
- ・保育士

スポーツ関係

- ・日本陸上競技連盟 B級審判
- ・日本体操協会 体操競技公認審判（2種）
- ・日本体操協会 新体操女子審判（2種）
- ・JFAサッカー4級審判
- ・JFAサッカー指導者 U-12A級コーチ
- ・JFAサッカー指導者 B級・C急・D級コーチ
- ・剣道7段（教士称号）6段（錬士称号）4段
- ・柔道初段
- ・相撲初段
- ・SAJスキー準指導員
- ・SAJ基礎スキーC級検定員
- ・SAJアルペンB級コースセッター
- ・SAJ基礎スキー技能検定 1級・2級・3級
- ・国際スキー技術検定 セミシルバー
- ・日本水泳連盟 基礎水泳指導員
- ・日本水泳連盟 公認水泳コーチ
- ・日本バドミントン協会 3級公認審判員
- ・日本リトルリーグ野球協会 審判員資格
- ・USAチアリーディング指導者ライセンス3級
- ・FJCAチアリーディング指導者資格（CLASS I）
- ・日本ラグビーフットボール協会 タグラグビーティーチャ
- ・障害者スポーツ指導員（初級）

レクリエーション関係

- ・日本キャンプ協会 キャンプインストラクター
- ・日本レクリエーション協会レクリエーションインストラクター
- ・日本ネイチャーゲーム協会ネイチャーゲームリーダー
- ・自然体験活動協議会 自然体験活動リーダー
- ・日本子どもフィットネス協会 6H Play Fitness ライセンス
- ・日本エアロビクス連盟 エアロビック技能検定 Level 5
- ・健康・体力づくり事業財団 健康運動実戦指導者
- ・幼児体育指導者2級
- ・スポーツチャンバラ A・B級インストラクター
- ・スポーツチャンバラ 1級審判
- ・スポーツチャンバラ長剣ほか錬士6段小太刀・基本動作5段
- ・NAUI スクーバダイバー
- ・PADI オープン・ウォーター・ダイバー
- ・スクーバダイビング Cカード



(7) 利用料金の設定、減免の考え方

【ア 利用料金表】

区分 ^{※1}		単位	利用料金	利用料金 消費税10% の場合	現行条例規定 利用料金の上 限額 ^{※2}	平成30年度 利用料金
体育館	全面	1時間	1,290円	1,310円	1,290円	1,280円
	半面	同	650円	660円	650円	640円
テニスコート		1面1時間	690円	710円	690円	690円
会議室	大会議室	1時間	230円	230円	230円	220円
	小会議室	同	120円	120円	120円	110円
放送設備(故障中につき使用不可)		1回	2,050円	2,090円	2,050円	2,050円
照明設備	体育館	2,110円	2,110円	2,120円	2,120円	2,110円
		1,060円	1,060円	1,060円	1,080円	1,060円

※1 区分については提案に応じ適宜追加してください(例:県内、県外、一般、学生など)。

※2 現行条例規定利用料金の上限額は、現行の消費税率に基づく利用料金の上限額です。今後、消費税率の上昇に伴い、区分によっては、利用料金の上限額を上げる可能性があります。

【イ 利用料金設定の考え方、理由】

■利用料金制の理解と運用方針

私たちは、本施設の現行管理者として、「利用料金制」を『公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、また、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化が図られる』制度であると理解して、運営していきます。

① サービス向上や適切な接遇等による利用者の増加

② 県民ニーズに合致した参加率の高い自主事業の実施

自主事業実施コマについても、利用料金を予算化し、支出します

③ 事前納付の徹底

条例に基づき、特別な場合を除き、事前納付を徹底し、未徴収を防ぎます。

また、未徴収者(団体)へは、可能な限り督促を行います

④ 減免等の適切な運用

減免利用が可能な利用者には積極的に案内します。

■利用料金は現状維持(利用料金設定の基本的な考え方)

現行料金は、近隣の地方公共団体及び自治体の公共施設と比較しても、安価となっています。他の神奈川県が設置する公の施設との整合性を図るため、現行の利用料金を採用することとしました。また、料金に対する利用者からの不満もありません。

*今後、消費税率の上昇に伴い、区分によっては、利用料金の上限額を上げる可能性があります。

■収益の活用方策

利用料金収入増による収益は、指定管理料の低減、利用者サービス向上（施設自主改修含む）、無料のイベント、人材育成等に支出します。

●利用者への還元

年間5回程度、還元イベントを実施します。*実施イベントは、多くの方が参加できる内容とします。

本施設を利用するみなさまの共用備品や設備の整備をします。*整備等については、神奈川県と協議の上、実施します。

●神奈川県への還元

神奈川県が本施設を活用して実施する事業や県の「総合型地域スポーツクラブ」育成支援等の取り組みに支出します。

【ウ 減免基準表】

■現状を維持

減免対象	利用料金の減免額
①県が実施する事業	免除
②市町村が実施する事業	1/2の額に減額
③公共的団体が青少年を対象として行う体育行事等	
④小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校(特別支援学校の小学部、中学校又は高等部を含む。)が実施する体育行事	
⑤心身に障害のある者又は高齢者を対象として行う教室、研修会、練習会及びこれに伴う会議等	4/5の額に減額
⑥県内の大学、短期大学又は高等専門学校が実施する体育行事	
⑦公共的団体が行う体育行事等	

※ (参考) 現指定管理者の減免基準

減免対象	利用料金の減免額
① 県が実施する事業	免除
② 市町村が実施する事業	1/2の額に減額
③ 公共的団体が青少年を対象として行う体育行事等	
④ 小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校(特別支援学校の小学部、中学校又は高等部を含む。)が実施する体育行事	
⑤ 心身に障害のある者又は高齢者を対象として行う教室、研修会、練習会及びこれに伴う会議等	4/5の額に減額
⑥ 県内の大学、短期大学又は高等専門学校が実施する体育行事	
⑦ 公共的団体が行う体育行事等	

【エ 減免基準の考え方、理由】

■減免利用の範囲

本施設を利用する団体が行う事業で、原則次に該当するもの

- ① 広く県民に周知し、参加者を募る事業
特定の団体、個人を募り実施するものでなく、不特定多数を対象とするもの。
- ② 単なる練習会や交流会だけでなく大会等の事業

練習会や交流会は読んだとおり。大会等には、記録会や選考会などを含む。

③ その他、神奈川県が認める事業

上記のほかに、神奈川県（教育委員会）が主催して行う事業、または、主管する事業等で優先的に実施する必要がある事業。

■減免利用団体・・・本施設を利用する団体で原則次に掲げるもの

①の該当団体（主催、共催事業に限る）

- 神奈川県
- 神奈川県教育委員会

②の該当団体（主催、共催事業に限る）

- 県内市町村

③の該当団体（主催、共催事業に限る）

- 公益財団法人神奈川県体育協会及び加盟団体
 - 神奈川県レクリエーション協会
 - 神奈川スポーツリーダー会
 - 神奈川県スポーツ指導者連絡協議会 等
- *青少年を対象とした体育行事等に限る。

④の該当団体（学校長等からの申請のある事業）

- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（特別支援学校の小学部、中学校又は高等部を含む。）が実施する体育行事
- *原則として、小田原市内または隣接市町内所在の学校で、学校施設が改修等で利用できない場合に限る。

⑤の該当団体（事業の全てが、心身に障害のある者又は高齢者を対象とするものに限る）

- 心身に障害のある者又は高齢者（利用団体全員が60歳以上）を対象として行う教室、研修会、練習会及びこれに伴う会議等
- *ただし、上記に該当しない場合でも、本施設主管課である神奈川県スポーツ課が認めた団体、事業であれば可とする。*神奈川県と要調整。

⑥の該当団体（学校長等からの申請のある事業）

- 県内の大学、短期大学又は高等専門学校が実施する体育行事
- *原則として、小田原市内または隣接市町内所在の学校で、学校施設が改修等で利用できない場合に限る。

⑦の該当団体（主催、共催事業に限る）

- 公益財団法人神奈川県体育協会及び加盟団体
 - 神奈川県レクリエーション協会
 - 神奈川スポーツリーダー会
 - 神奈川県スポーツ指導者連絡協議会 等
- *上記「③」に該当しない事業に限る。

4 事故防止等安全管理

(1) スポーツに起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容

■スポーツに起因する事故等の理解

スポーツに起因する外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠です。また、事故・外傷・障害等の防止や軽減を図るためには、用具の安全性を確保することや、実技指導にあたるスポーツ指導者が、必要な知識・技術を習得して指導に活用することが重要と考えています。

施設の安全性の確保については、施設管理者が定期的な点検や注意喚起を実施します。また、指導者の暴力によるけが、ストレスが問題になっています。指導者育成や指導者による事故防止等の研修を開催します。

■安全管理責任者の具体的な役割

施設長を安全管理責任者に任命します。安全管理の責任を有し、ミーティング等で安全に関する事項の確認、伝達を行います。また、毎月安全会議（運営会議の一部）を開催し、管理を徹底する責任を持ちます。

■事故防止等安全管理に関する方針

- ☞ 事故を起こさないためのあらゆる活動、対策を実施する
- ☞ 管理者、利用者が連携・協働した事故防止活動を行う
- ☞ 安全管理者を配置し、巡回点検、指導等を徹底する
- ☞ 事故等の予兆となる軽微な事象も配慮した管理を行う

■事故防止に向けた具体策

- 施設点検、関連用具点検を毎日実施し、危険予知の観点から事前対策を実施する

点検項目 例	結果
運動場に極端な凹凸がない。	
固定施設、運動器具等に、締具のゆるみや腐食による破損がない。	
移動式運動器具は、固定されており、倒れる危険性がない。	
用具の置き場所が決められ、整理整頓がされており、長期的に使用しない用具が放置されていない。	
床面や内壁に浮き、ささくれ、釘等が出ていない。床面が滑り易くなっていない。	
器具・用具等に、締具のゆるみや腐食による破損がない。	
採光、照明、換気等、良好な環境が維持できている。	

■「ヒヤリハット」

施設職員、利用者から「ヒヤリハット」を収集し、事例集の作成と配布や定期的なポスター掲示に重大事故の未然防止を図ります。



■安全監視員を配置し巡回や啓蒙活動の徹底

日常の点検・巡回の中で、潜在的な危険箇所を発見し、その修正や明示により事故を未然に防ぎます。本施設では開館時間の前に各担当者がチェックシートを用いて施設内の見回りを実施します。設備機器の状況など、事前に安全を確認することにより、安心・安全の施設を提供します。屋外施設につきましても、定期的な巡回・点検により、安全性を確認するとともに危険箇所の早期発見に努めます。危険箇所があった場合には、表示等の対応を早急に行い、利用者の安全を確保します。



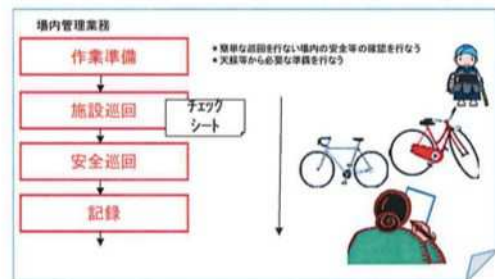
①巡回によるセキュリティーの強化

本施設は、不特定多数の人物が出入り可能な施設であることから、巡回も重要な役割を果たします。職員が利用者の視線に入ることで自然な犯罪抑制につながるとともに、利用者の安心感を高めます。施設特性を認識し、女性職員も巡回に参加することで、女性のプライバシーに配慮した巡回とします。

②更衣室及びトイレ等への安全配慮

更衣室やトイレ内は犯罪の温床となるため、プライバシーを侵害しない範囲で、防犯ミラー等の設置を検討します。

特に女性更衣室やトイレ個室には防犯ブザーの設置等を検討し、防犯とともに利用者の安全管理に努めます。



点検内容	箇所	頻度	担当	報告
施設点検パトロール	施設内全域	1回/日	運営管理担当者	チェックリスト
日常巡視	施設内全域	2回/日	受付スタッフ	チェックリスト
施設安全点検	運動施設	1回/週	運営管理担当者	チェックリスト
施設定期点検	施設設備	1回/月	運営管理担当者	報告書
施設設備法定点検	各施設	1~2回/年	専門業者	報告書

■室内温度等状況を配慮し熱中症対策等館内放送で注意喚起

- ☺ 注意喚起基準の設定
- ☺ 館内放送等の実施
- ☺ 巡回強化
- ☺ 応急措置マニュアルの作成と訓練

■その他安全管理施策

- 毎日、当日の緊急対応責任者は腕章を付けることや役割分担（緊急対応確認票）を確認する（ローテーション勤務のため、日々職員の組合せが異なる）
 - ☺ 緊急対応確認票・・・処置方法や当日の役割分担を記載したもの
- 指導者向け講習会を実施し、事故防止技術の向上と啓蒙活動を行う
- 暴力、体罰等の撲滅に関しても啓蒙活動を行う
- 「施設賠償責任保険」を検討し、有事の際に適切で誠実な対応を担保します。

保険内容	
身体賠償	1億円/名 10億円/事故
財物賠償	2千万円/事故

- (2) 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針
 緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針
 緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方

■事故・災害発生時の対応方針

- ☞ 人命の救助と被害の拡大防止を目指す
- ☞ マニュアルにより迅速な対応訓練を受けたものが対応する
- ☞ 必要な備品を準備し直ちに使用する
- ☞ 必要な手配、連絡等を実施する

■防災組織

事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理のため「防災組織」を明確にし、各自の役割、行動手順等を設定し訓練します。

■事故発生時の対応手順

利用者の安全を確保するためには、事前のリスク把握や事故想定と事前の対応検討が重要です。施設の特性及び上記の想定事項を配慮した「マニュアル」を作成します。事故対応の手順は「マニュアル」に定め、訓練を通じて実施可能なものにします。

【想定緊急事態】

想定事項	内容
火災・地震・水害	施設の火災、大規模地震、台風、豪雨
施設の毀損	管理室の窓ガラス、ドア、壁、フェンス、場内の附帯設備
その他	暴力行為、痴漢、火災報知器の発砲、その他緊急を要し、報告する場合 官公庁（県、警察、消防）等からの連絡又は出勤があった場合。

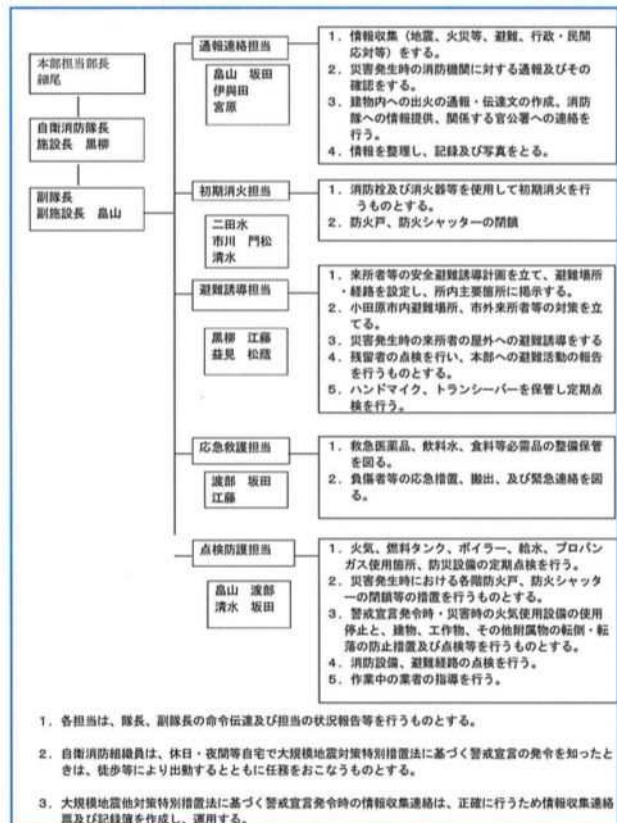
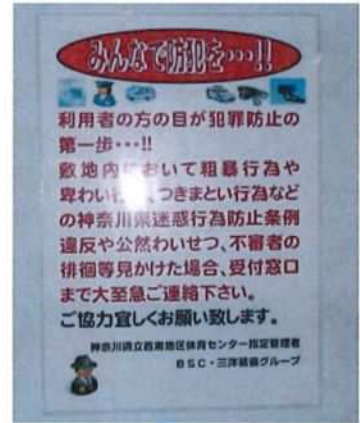
① 消防計画組織図（右図参考）

② 救急簡易マニュアルの配布

全従業員に、安全管理や事故・急病等の対応に関する携帯用カードを作成して、勤務時間中、常に携帯させることにより、施設内の誰もが的確に対応できる体制を整えます。

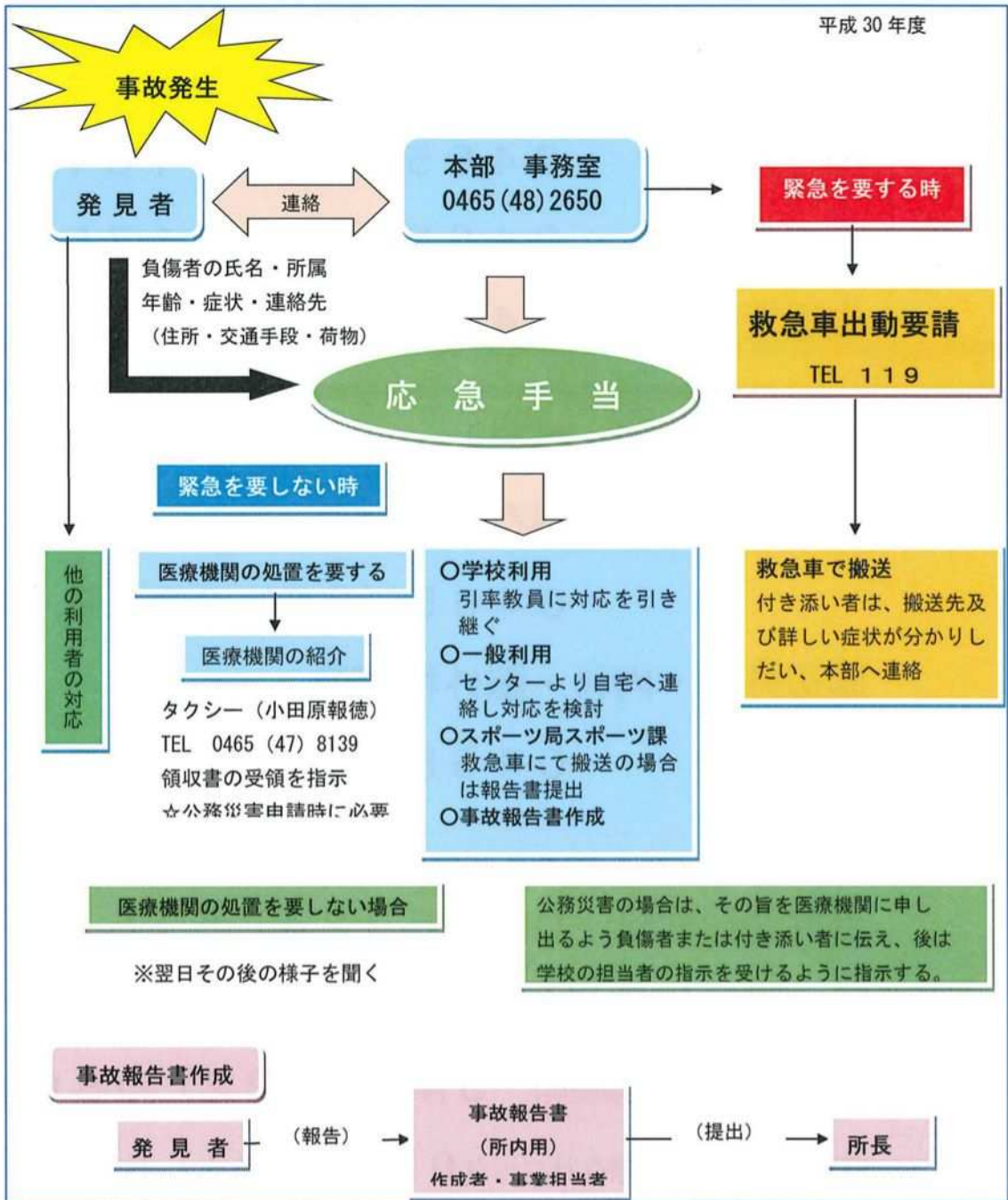
③ 発生時の対応は「さしすせそ」で対応します。

さ：最悪事態を想定 し：初期動作
 す：すばやく せ：誠意をもって
 そ：組織的



西湘地区体育センター事故発生時の対応マニュアル

平成 30 年度



【病院リスト】

〔救急指定病院〕

小林病院 0465 (22) 3161

市立病院 0465 (34) 3175

山近記念病院 0465 (47) 7151

〔脳神経外科・内科・外科〕

鈴木脳外科・内科クリニック

0465 (37) 2929

渡辺外科・内科・脳外科病院

0465 (38) 2270

〔整形外科〕

吉井整形外科 0465 (24) 5151

〔耳鼻科・眼科〕

小田原耳鼻咽喉科 0465 (22) 0869

安藤眼科病院小田原クリニック 0466 (81) 5766

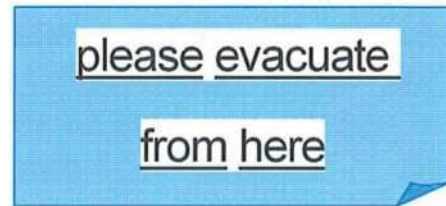
〔休日診療〕

小田原市保健センター

0465 (47) 0820

■緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針

- 外国人や障がい者、高齢者への災害対応を事前に準備
- 避難通路の外国語表示
- 文書（大きな文字の指示 例 一緒に避難してください）の準備
- 避難等における担当者 の設置
- 外国人や障がい者、高齢者対応の避難訓練の実施



【障がい者サポート 訓練イメージ】

■緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方

- 報告等手順の明確化
- 大規模災害発生時の指定管理者ルール の明確化（協定等の締結）
- 現認書の作成・学校への送付
- 必要に応じてスポーツ局スポーツ課へ事故報告書（13号様式）を提出

■防犯カメラの設置

施設出入口等に防犯カメラを設置します。

防犯カメラの設置は抑止にとどまらず、不振者の監視や映像履歴の記録も可能であり不足の事態に対応が可能です。



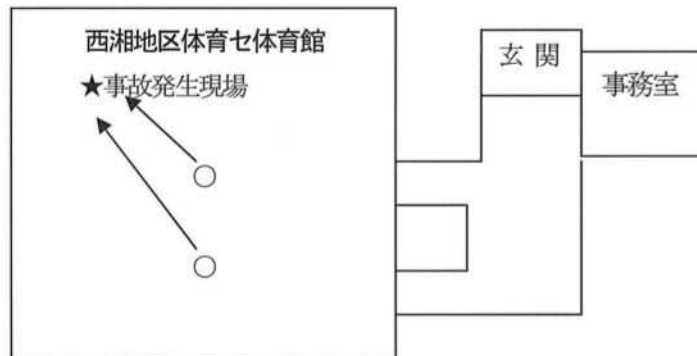
西湘地区体育センター体育館にて事故発生

※ 西湘地区体育センター所員と連携しながら対応する。連絡等で現場を離れる場合、危険性のある活動をしている場合は、一時活動を停止してもらう。

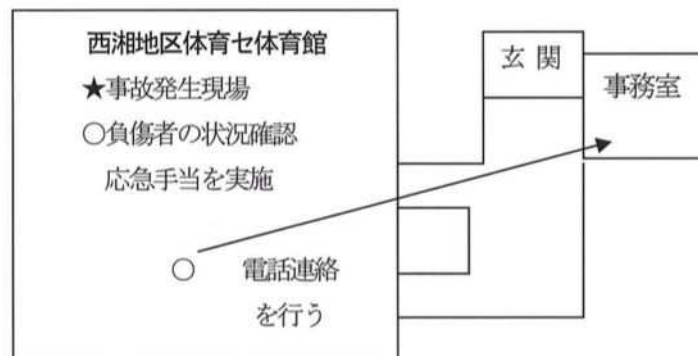
※ 判断・決定は、施設長の指示を仰ぐ。（意識がない等、急を要する場合は119番を優先する）→ 負傷者の対応を事務担当者が行う場合は、補助者に119番をお願いする。

【手順】 ★=負傷者 ○=事務担当者もしくは補助者

- ① 負傷者の傷害の確認（程度・部位等）
- ② 負傷者の所属・氏名等の確認（意識が無い場合は他の受講者等から確認）



- ③ 事務室から電話（被災者に携わっていない者が行う）で、救急車を手配する。
- ④ 本社へ連絡する。
- ⑤ ②～③を行いながら、応急手当を施す。
→ 心肺停止等の場合は、他の担当者等に協力してもらい心肺蘇生法等を行う。



- ⑥ 救急車が来る前に、荷物等を付き添う者が確保する。
- ⑦ 施設長は、事故の発生について、スポーツ局スポーツ課・家庭へ一報を入れる。
- ⑧ 付き添い者との連絡は事務担当者が行う。→ 搬送先及び詳しい症状がわかり次第、施設長へ連絡する。
- ⑨ スポーツ局スポーツ課及び本部へ最終報告を入れる。